

消費生活

No. 89

平成21年6月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

特集

- 製品事故の対策あれこれ
- 成田市消費生活センターにおける平成20年度の相談概要



1年間「消費者のリーダー」として活動していきます

4月28日(火)に平成21年度消費生活モニター委嘱状交付式を行い、19名の消費生活モニターを委嘱しました。消費者と行政のパイプ役として、また地域の「かしこい消費者」のリーダーとして、研修会やモニター会議にて学習した知識や情報を、市民の皆様に啓発していきます。

今月は、8日(月)に千葉県主催の「消費者フォーラムin千葉」に参加し、「食選力」をテーマに、食の安全・安心について考えました。

■モニター委嘱者(敬称略・50音順)

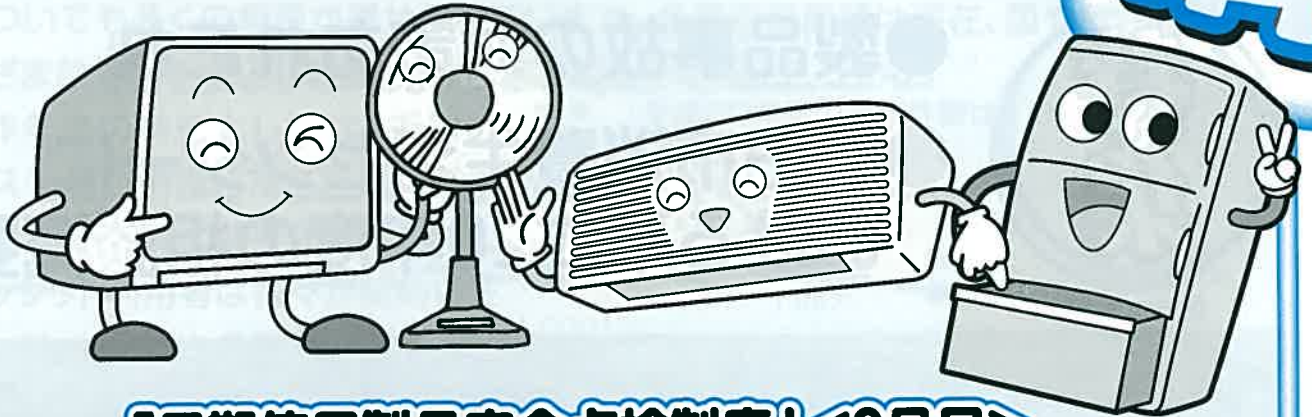
赤司 愛子(中台)	長南美登里(猿山)
飯野めぐみ(公津の柱)	長坂あい子(滑川)
池田 雪博(東和田)	中村田鶴子(公津の柱)
石井アヌーシャ(吾妻)	中村真智子(中台)
岩井 宣章(吾妻)	西村 侑(郷部)
太田 孝則(本城)	野村 寛(中台)
會田みち代(台方)	橋本 光子(加良部)
杉山 恵(橋賀台)	星野芙美子(美郷台)
関谷美砂子(開護台)	見通 美子(大袋)
高松 裕美(玉造)	

製品事故の対策あれこれ

情報

1 点検制度と表示制度

長期使用による劣化(経年劣化)が原因で起きる製品事故の未然防止のため、点検制度と表示制度ができました(平成21年4月1日施行)。



「長期使用製品安全点検制度」<9品目>

高エネルギー(電気・ガス・石油)を使う機器は、消費者自身では点検が難しく、長期間の使用により重大な事故が発生するおそれがあるため、対象となりました。

次の手順で安全点検を受けるようにしましょう。

- ①対象製品購入時、販売者等から制度の説明がある
- ②所有者票を製造業者に送る(所有者登録)
- ③点検時期に点検通知が来る
- ④点検を依頼する(有料)
- ⑤点検結果によって、整備・使用禁止・買い換え、またはその他の対処法を選択する

なお、平成21年4月1日以前の製品については、任意で有料の安全点検を受けることができます。検査を希望する場合には、メーカーにお問い合わせください。

対象製品(特定保守製品)

- ・屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス)
- ・屋内式ガス瞬間湯沸器(LPガス)
- ・屋内式ガスふろがま(都市ガス)
- ・屋内式ガスふろがま(LPガス)
- ・石油給湯機
- ・石油ふろがま
- ・密閉燃焼式(F F式)石油温風暖房機
- ・ビルトイン式電気食器洗機
- ・浴室用電気乾燥機

「長期使用製品安全表示制度」<5品目>

点検を制度化するほどではないものの、古くなった家電製品の事故報告が多かった「扇風機」「換気扇」「ブラウン管テレビ」「エアコン」「洗濯機」を対象に注意喚起のための表示が義務化されました。









注意喚起のための表示例

- 【製造年 20××年】
 【設計上の標準使用期間 △△年】
 【設計上の期間を超えて使用すると発火・けが等の事故に至るおそれがあります】

II 安全マーク制度

安全上の技術基準に適合しているというマークです。マークがない製品は販売することができません。(一部の品目には経過措置が設けられています。)

マークのいろいろ

		消費生活用品の安全マーク (PSC マーク) 乳幼児用ベッド、家庭用圧力のなべ・圧力がま、石油ストーブ、石油給湯機、石油ふろがまなど
		電気用品の安全マーク (PSEマーク) 電気温水器、電気洗濯機、電気こたつ、電気がま、電気冷蔵庫など
		ガス用品の安全マーク (PSTGマーク) 瞬間湯沸器、ストーブ、ふろがま、ガスこんろなど
		液化石油ガス器具の安全マーク (PSLPGマーク) 瞬間湯沸器、ストーブ、ふろがま、ガスこんろ、ガス栓など

III 製品事故情報報告・公表制度

経済産業省および(独)製品評価技術基盤機構(nite)が実施する、日常で起きる事故を防ぎ、安全な生活を送るための制度です。

- 事故情報の収集をしています。**
製品事故が起こったときや、事故のおそれがあると思われるときには、niteに報告しましょう。
- 原因究明をしています。**
報告を受けた情報を技術的に分析しています。
- 事故情報を公表しています。**
分析結果の公表を含め、製品の不具合などで起きた事故・被害が発生すると思われる場合の情報を公表しています。また、誤使用による事故情報も公表しています。
- 事故製品の製造禁止や回収命令をしています。**
niteによる調査の結果、製品に問題があるとされた場合、経済産業省はメーカーに対して回収命令を行います。

(独) 製品評価技術基盤機構(nite) 製品安全センター 電話:06 (6942) 1114
ホームページ:<http://www.nite.go.jp/index.html>



事故を防ぐために

- * 製品には寿命があります。家庭内や身の回りの電気製品・ガス機器・石油機器を何年間使っているか、点検を兼ねて調べてみましょう。
- * 異常に気づいた場合には、ただちに使用を中止して、販売店に連絡しましょう。
- * 誤使用による事故も起きています。「取扱説明書」を改めて読み直してみましょう。

◆製品事故に関するお問合せ先◆

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課 電話:03 (3501) 4707
ホームページ:http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/01.html

成田市消費生活センターにおける平成20年度の相談概要

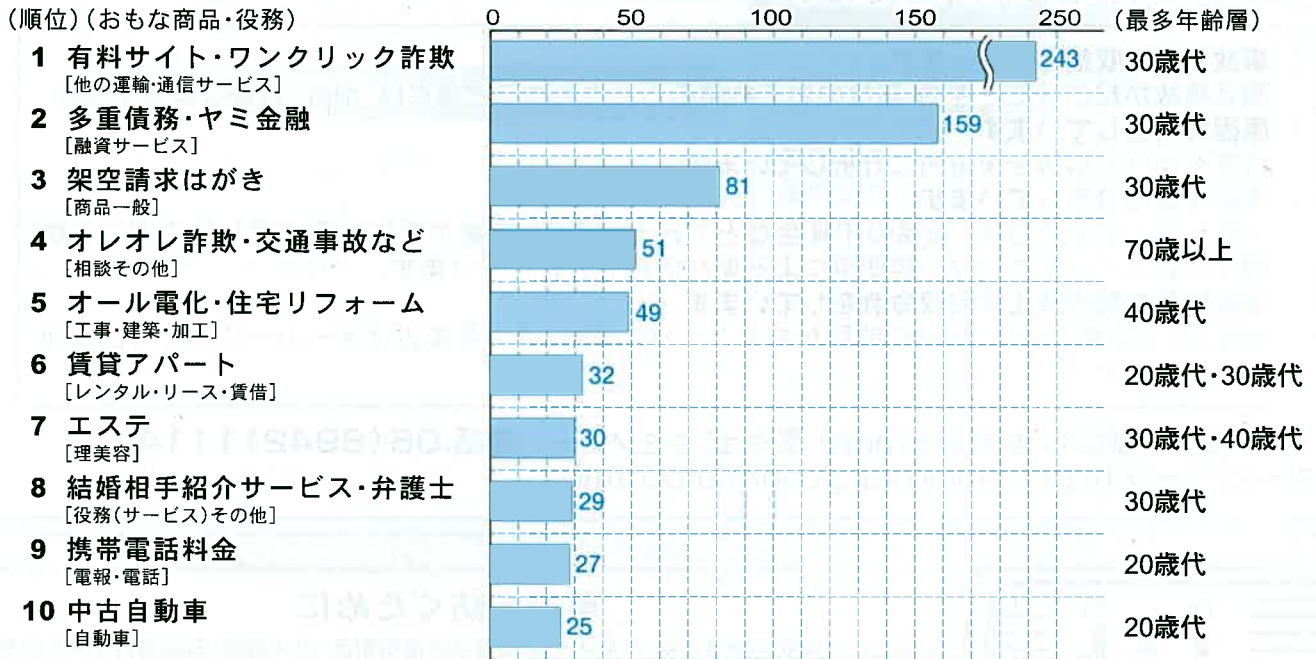
当センターに相談された方の年齢を統計からみると、1位30歳代(18.7%)、以下20歳代(17.4%)50歳代(14.5%)40歳代(13.7%)70歳代以上(8.6%)と、どの年代の方もトラブルにあってることがうかがえます。

相談の内容については、下火になったとはいえ、相変わらずパソコン・携帯での有料サイトに関するトラブル(ワンクリック詐欺)が多く、また多重債務(借金トラブル)についても多くの相談が寄せられています。多重債務問題は現在、国や県などがさまざまな対策を講じ、問題の解決に取り組んでいるところです。

昨年度の特徴としては、近隣のエステ店が倒産したことによる未施術分の清算に関する相談です。クレジット利用者は各々が契約したクレジット会社との間で清算することになりました。



●商品・役務(サービス)相談上位10分類



※[]内は(独)国民生活センターの「相談分類表」による相談内容の種類

消費生活に関するトラブルに巻き込まれたり、悩みを抱えてしまったら、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。

相談日時/月曜日～金曜日(土・日、祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

●成田市消費生活センター(市役所2階) ☎23-1161 ●